

水戸市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化について

平成31・32年度入札参加資格審査申請（定期受付）に必要な要件として、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入を条件としております。なお、法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は、社会保険等に加入しているものとみなします。

2 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5工種は3ランク制、水道は2ランク制による格付を行います。

3 有資格請負業者名簿登録の有効期間

平成31年7月1日から平成33年3月31日までとし、以降4月1日を名簿適用開始日とします。（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編7入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 入札参加資格の登録

申請に当たっては、以下の項目に該当した場合は、入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

- (1) 本店の所在地が水戸市外にある建設業者で、6工種を超える申請をしたとき。（登録する工種の数は6工種以内で申請してください。）
- (2) 水戸市外に本社のある建設業者（本市に建設業法に基づく営業所等を有する者を除く。）で総合評定値通知書による数値及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第9条の規定による主観数値を合計した数値が400点未満であるとき。
- (3) 当該名簿登録後に資格取消し（水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第15条の3）となった業者で、同一有効期間内の申請のとき。

5 名簿の公表

有資格請負業者名簿については、閲覧（水戸市情報公開センター及び契約検査課）及びインターネット（水戸市契約検査課ホームページ）で公表します。**なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。**

6 特例受付期間

定期受付期間（平成30年11月6日から12月3日まで）とは別に、特例受付期間（平成30年12月25日から12月28日まで）を設定します。

詳しくは、茨城県共同受付（共通書類編）の平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引きを参照してください。

7 格付等級の残留措置について

格付等級については、入札参加資格審査の結果、平成29・30年度有資格請負業者より上位等級へ昇級となる場合でも、入札参加資格申請時に昇級を希望しない申出をした者に対しては、現行の等級区分に残留することを認めるものとします。

ただし、格付等級が下がる場合は、残留措置は適用外です。

8 個別書類について（水戸市に入札参加申請をする方は必須）

書類名	備考
個別書類チェック表	個別書類の有無に関わらず、 水戸市に入札参加申請をする方は必ず 提出してください。
契約行為年間委任状（様式あり）	契約権限を委任する場合 のみ添付してください。 なお、委任先は、建設業法第3条第1項の規定による営業所のみとし、建設業法の許可を得ていない部署への委任は行わないでください。

9 その他個別書類について（ただし、市内本店業者のみ）

本店の所在地が水戸市内にある建設業者で、下表の項目の加点を希望する場合のみ提出してください。

項目	書類名
1. 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定している建設業者	茨城労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し（受領印が押印されているもの） 次世代育成支援対策推進法に基づく算定届 ・様式第一号（第一条の二及び第二条関係） 次世代法・女性活躍推進法（一体型）に基づく算定届 ・様式第2号（次世代則第一条の二及び第二条並びに女活省令第一条及び第五条関係）
2. 法定外福利厚生を制度化している建設業者	次のいずれかの書類の写し ①労働基準監督署に届出の義務のある場合は、提出した就業規則等の書類の写し ②労働基準監督署に届出の義務のない場合は、福利厚生について独自に制度化している書類の写し ただし、福利厚生の目的、内容等を記載した規則等（取締役会の承認など）により制度化しているものとし、福利厚生事業を実施している団体・企業に加入又は支援を受けている場合を含みます。 ※法定外福利厚生とは、住宅、医療、ライフサポート（食事・介護・育児など）、慶弔、共済、社内イベント、福利厚生サービスなどです。

※主観数値の加点は、茨城県共同受付申請時の調書に基づいておりますので、ご留意願います。